

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の静岡県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月2日

静岡県知事 川勝平太

1 試験の期日、時間及び場所

(1) 二級建築士試験

試験 項目	学科の試験	設計製図の試験
試験の期日	令和3年7月4日（日）	令和3年9月12日（日）
試験の時間	午前9時45分から 午後5時20分まで	午前10時45分から 午後4時00分まで
試験場	静岡県立大学 （静岡市駿河区谷田52-1）	静岡県立大学 （静岡市駿河区谷田52-1）

(2) 木造建築士試験

試験 項目	学科の試験	設計製図の試験
試験の期日	令和3年7月11日（日）	令和3年10月10日（日）
試験の時間	午前9時45分から 午後5時20分まで	午前10時45分から 午後4時00分まで
試験場	静岡県立大学 （静岡市駿河区谷田52-1）	静岡県立大学 （静岡市駿河区谷田52-1）

2 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

受付期間	令和3年4月1日（木）から令和3年4月15日（木）まで
受付時間	受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
申込方法	静岡県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（ https://www.jaeic.or.jp/ ）において必要な事項を入力し申し込むこと。
備考	インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日（水）までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

二級建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、令和元年又は令和2年の二級建築士試験の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和元年又は令和2年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは令和元年又は

令和2年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和3年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

木造建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、令和元年又は令和2年の木造建築士試験の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和元年又は令和2年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは令和元年又は令和2年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和3年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

4 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格発表日（予定）

	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和3年8月24日（火）	令和3年12月2日（木）
木造建築士試験	令和3年9月7日（火）	令和3年12月2日（木）

(2) 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。